

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	旅館業営業の承継承認（譲受）		
根 拠 法 令 名	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）	（条項）第 3 条の 2 第 1 項	
基 準 法 令 名	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号） 大津市旅館業法施行条例 （平成 20 年大津市条例第 48 号）	（条項）第 3 条第 2 項、第 3 項 第 3 条の 2 第 2 項 （条項）第 2 条第 1 項、第 2 項	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標 準 処 理 期 間	1 4 日	法 定 処 理 期 間	—
【審査基準】 ・ 文書の名称【 営業許可等事務処理実務マニュアル【旅館業編】 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [旅館業営業の承継承認（譲受）基準] 旅館業営業の承継承認（譲受）は、旅館業法第 3 条第 2 項に規定する欠格事項に該当しないこと及び第 3 条第 3 項に規定する設置場所の基準に適合すること並びに上記文書に定める基準に則り審査するものとする。 なお、当該文書については、担当課の事務所に備え置く。			

参考

[根拠法令]

《旅館業法》

第 3 条の 2 前条第 1 項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

2 （略）

[基準法令]

《旅館業法》

第 3 条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過していない者
- (4) 第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者（第 8 号において「暴力団員等」という。）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第 1 項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第 1 条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前 2 号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

第 3 条の 2 （略）

2 前条第 2 項（申請者に係る部分に限る。）及び第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第 2 項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

《大津市旅館業法施行条例》

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（その教育課程が同法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するものに限る。）

- (2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条に規定する公民館
 - (3) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (4) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設であつて、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定するもの
- 2 市長は、前項第 5 号の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもつて代えることができる。